

津山市総合計画策定委員会設置要綱

津山市訓令第20号

平成26年8月1日

(目的及び設置)

第1条 津山市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定を計画的かつ円滑に推進するため、津山市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、総合計画策定に係る総合調整及び原案作成事務を所掌し、その内容を必要に応じて市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、顧問及び委員をもって組織する。

2 委員長は、特別理事をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、教育長及び水道事業管理者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 顧問は、副市長をもって充てる。

5 委員は、総合企画部長、総務部長、総務部参与、財政部長、財政部参与、クリーンセンター建設事務所長、環境福祉部長、環境福祉部参与、こども保健部長、産業経済部長、産業経済部参与、都市建設部長、地域振興部長、学校教育部長、生涯学習部長及び水道局長をもって充てる。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第5条 委員会の補助機関として、幹事会を置く。

2 幹事は、政策調整室長、成長戦略政策官、総務課長、財政課長、クリーンセンター建設事務所企画調整官、環境福祉部企画調整官、こども保健部企画調整官、産業経済部企画調整官、都市建設部企画調整官、地域振興部企画調整官、学校教育部企画調整官、生涯学習部企画調整官及び水道局企画調整官

をもって充てる。

3 幹事に幹事を置き、政策調整室長をもって充てる。

4 幹事に副幹事を置き、財政課長をもって充て、幹事を補佐し、幹事に事故あるときは、その職務を代理する。

5 幹事の会議は、幹事が必要と認めたときに招集する。

(幹事の所掌事務)

第6条 幹事は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 総合計画策定に係る各部署間の連絡調整に関する事。

(2) 各部署が作成した素案の調整に関する事。

(3) 委員会の会議に付すべき事案の調整に関する事。

(4) 前各号のほか委員会の指示事項に関する事。

(ワーキンググループの設置)

第7条 幹事の補助機関として、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループの構成員は、所属長の推薦する者をもって充てる。

(ワーキンググループの職務)

第8条 ワーキンググループは、幹事の会議に付すべき事案の調整及び幹事の指示事項の処理のほか、所属長の指示により所属部署における素案の調整を行うものとする。

(委員会、幹事及びワーキンググループの庶務)

第9条 委員会、幹事及びワーキンググループの庶務は、政策調整室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。